

いよいよ歳も押し迫ってまいりました。日に日に寒さが身に染みるこの時期ですが、みなさま体調を崩されてなどいませんか？しつこい風邪やウイルスが流行っているようですので、くれぐれもお気をつけください。

さて、現在プロ野球はオフシーズンですが、この間、日本のプロ野球選手たちがぞくぞくと大リーグに挑戦しています。ポスティングシステムとかで、その交渉権の落札価格として30億、60億という驚きの数字が出ておりました。これはやはりその選手のこれまでの活躍に対する評価と今後の期待の大きさを表す額なのでしょう。そしてさらに言えば、野茂投手を初めとした幾人もの日本人大リーガーたちが打ってきた布石と信頼によるものもあるように思います。

PASネットの地元西宮が誇る大リーガーと言えば、田口壮選手でしょう。田口選手は地元西宮市の公立高校の常負？チームの一員でした。（実は私の母校の先輩なのです・・・。自慢♥）高校生の頃の田口選手は、だらだらおしゃべりしながら歩く生徒たちの横をトレーニングウェアにリュックの姿でもくもくと走って通り過ぎていく努力の人でした。その努力が十数年後、アメリカの大リーグの優勝チームの選手というところに実を結んでいったのかと思うと、全く関係ないのになぜか感慨深いです。やっぱり地道な努力こそ大事ですね。しかーし、十数年先の結果を期待しての努力は凡人の私にはあまりに難しいので、とりあえずショートゴールをお正月に設定したいと思います。

さあみなさま、今年もあと少しとなりました。もうひと息頑張りましょう。

1、権利擁護事例検討会の報告(10月・11月)

新年度からの事例検討会は通年のテーマを「法律と福祉の連携」としまして、PASネットが実際に関わった成年後見制度における複数後見の実践事例を紹介し、法的な側面、福祉的な側面それぞれのアプローチの仕方や両者の連携の方法について、具体的な検討を行っていきたいと考えております。

実は10月から事例検討会の検討方式を少し変えています。参加者をふたつのグループにわけ、それぞれグループ内で課題を検討して発表する、というグループワーク形式にしてみました。通常の講義形式と比べ参加者の発言も増え、また誰かが議論のとりまとめもしていかなければならないということで緊張感も増し、なかなか好評のようでしたので、

しばらくはこの方式でいきたいと考えています。

さて10月の検討テーマは「多重債務への支援」ということで、ふたつの事例を検討しました。ひとつめは精神障害をお持ちの方で、主に浪費が原因で複数の消費者金融から借金を重ね、自己破産の申立てと同時に親族を補助人にして後見制度の利用を申し立てた方の事例でした。ご本人は地域でひとりで自立生活をしておられるのですが、常時関わる支援者はおらず通所しているところもない、不定期に精神保健相談室や補助人と関わりがあるだけという状況なのですが、支援の拠点をどこに置き、そこからどう生活支援につなげていくか、また再度債務を繰り返さないためにはどうしたらよいのか、などの課題について検討をしました。

ふたつめは知的障害の方の事例でした。これはご本人自らが借金をしたのではなく、ご家族が生活に困窮したために親族がご本人名義で借金をしたという事例でした。

ご本人の債務整理だけではなく親族にも支援が必要なため、それぞれの支援ニーズを捉えて家族の再建につなげていかなければならないのですが、どこから切り込んでいくのか、支援者をどこに求めていけばよいのか、またご本人自身にも自立する力をつけてもらうような支援の方法などについて検討をしました。

多重債務の整理については、弁護士あるいは司法書士といった法律家の支援が必要なのに加え、同時に生活の再建に向けての支援、再び債務を繰り返さないための支援が必要であり、まさに法的、福祉的両面からのアプローチが欠かせない問題と言えるでしょう。

次に11月ですが、テーマは「市長申立て」でした。

ふたつの事例のうちひとつは市長申立てにいたるプロセスが問題となった事例、もうひとつは市長申立て後の支援体制に課題があった事例でした。

市長申立てにはその前提となる条件があるのですが、そのケースが条件に当てはまるのかどうかを客観的に判断していく必要があります。こういった情報をもとに、誰が、どの時点で市長申立てに踏み込んでいくのか、また市長申立てをした場合、親族との関係をどうとっていくのかなどが課題としてあがりました。

2例目は市長申立てがされて家裁からの依頼を受けて後見人に就任したものの、その後の支援が作れずに後見人が困っているという事例でした。だれがコーディネーターとなって支援体制を作っていくのか、市長申立てをした行政のもつべき責任の範囲はどこまでなのか、ということについての検討となりました。

市長申立てについては、その要綱のあるなし、実際に行った件数など自治体によってかなりの格差があり、また市長申立てというものがあるということ自体も一般市民にはあまり知られていないというのが現状のようです。今後、市長申立てが必要な方が増えてくると思われませんが、成年後見制度が必要な方がきちんと利用できるような体制及び後見業務をバックアップしていくような体制の整備が急務となっています。

この事例検討会はPASネットの会員であれば誰でも無料で参加できますし、会員でない方も当日にPASネットの会員にご登録いただければ参加できます。また一度見学して

みたい、テーマによっては参加してみたいという方は、参加費二千円をお支払いいただければ参加できますので、ご関心のある方は是非ご参加ください。

2007年は1月23日（火）からになります。この12月は歳もおしせまっておりますので、勝手ながらお休みさせていただきます。ご注意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

PASネット月例事例検討会

2007年1月23日（火）18：30～20：30

テーマ 「法的支援と福祉的支援」

～高齢者虐待への対応～

報告者 上田 美智子（社会福祉士）他

場所は西宮市総合福祉センター内です。

* 12月は事例検討会はお休みしますので、ご注意ください。

2. 権利擁護フォーラム実行委員会・研修報告その3

出雲成年後見センター視察報告

報告者：森川 太一郎（弁護士）

権利擁護フォーラム実行委員、PASネットの方々総勢10名で、10月17日（火）、出雲成年後見センター視察に行っていました。その前日に西宮で交流研修会をさせていただいた、ひがしまつやま総合福祉エリアなどの方々も一緒でした。

出雲成年後見センターは、成年後見活動を担うためには、法律職、福祉職が互いに連携することが不可欠との問題意識から、弁護士、社会福祉士、医師、行政職員らが集まって、平成12年7月に任意団体として発足した組織です。

センターの活動として、現在、相談活動、毎月1回の事例検討のための会合（定例会など）の開催、家庭裁判所への第三者後見人の推薦、出雲市からの業務委託（成年後見等の相談事業、広報・普及活動、市長申立の支援など）等があるとのこと。

会員は80名を超えており、センターの相談件数は年間321件（平成17年度、電話

相談)、会員の後見等受任状況は62件(平成18年2月14日現在)にも及んでいるとのことでした。ただ、センターでは、成年後見活動を行える人材はまだ足りず、後見人の養成、確保が今後の課題とのことでした。

運営の財源としては、会費、寄付のほか、出雲市からの業務委託による毎月10万円の委託料を得られているのが大きいとのことでした。

私が、今回の視察で特に印象に残ったのは、センターが市との連携に積極的に取り組まれていることと定例会に出席させていただいたことでした。

市との連携については、センターが、市町村申立の支援や後見人候補者の推薦などを行っているとのことでした。これに対して、市の側でも、市の職員がセンターの会員になっているほか、市に成年後見担当職員がおかれていること、最近では、後見人報酬を援助する仕組みも作られつつあるとのことでした。

定例会では、各職種を問わず多くの会員が参加され、和気あいあいとした雰囲気の中で活発な意見交換がなされていました。弁護士、司法書士、社会福祉士の会員はもちろん、市の職員、社協の職員、医師(精神科医、内科医)、看護師、税理士らも会員として参加されていましたので、わからない問題が出てきても会場にいる誰かに聞けば、一定の回答が瞬時に返ってくるようになっており、思わず感動してしまいました。また、定例会の進め方にも工夫がなされており、各参加者が8名程度の小グループに分かれて事例検討をするという方法がとられていたため、参加者が発言しやすいような(せざるを得ないような)雰囲気が作られているように感じました。

定例会後には、懇親会、二次会を設けていただき、夜遅くまで交流をさせていただくことができました。センターが、運営上重視されてきた「人と人とのつながり」を垣間見ることができました。

大変お忙しい中、このような機会を設けていただいた出雲成年後見センターの皆様、ありがとうございました。

~★TOPIC★~

♪PASネット権利擁護セミナーのお知らせ♪

PASネットでは、平成18年8月から10月まで権利擁護に関するセミナー「よくわかる権利擁護講座」、「イチから学べる権利擁護講座」を開催いたしました。この講座に参加された皆様より好評をいただきましたので、新たなシリーズをこの12月から開催しております。今回は場所を変えまして「イチから学べる権利擁護講座」を尼崎市で、「よくわかる権利擁護講座」を宝塚市で、全3回ずつ開催いたします。この講座は、法律家と福祉職各1名ずつを講師に

迎えて、事例を通したQ & A方式のわかりやすい、入門的な講座となっております。対象は、主にサービス利用者の方、そのご家族の方としています。ご興味のある方はどうぞ気軽にご参加ください。お申し込みはPASネットまでお願いします。

<PASネット権利擁護セミナー>

「イチから学べる権利擁護講座」

第2回 平成19年1月18日(木)

13:30~15:30

テーマ:「虐待発見!?こんな時どうする?」

～的確な対応と支援のあり方～

講師: 弁護士 福島 健太さん
社会福祉士 上田 美智子(PASネット)

場所: 尼崎市立すこやかプラザ
(JR立花駅南側 フェスタ立花南間5階)

参加費: 1講座につき1,000円

定員: 20名(申込先着順)

「よくわかる権利擁護講座」

第1回 平成19年1月25日(木)

10:00~12:00

テーマ:「財産管理と権利擁護」

講師: 弁護士 谷村 慎介さん
社会福祉士 脇 朋美(PASネット)

場所: 宝塚商工会議所内会議室
(阪急宝塚駅南側隣接 ソリオ2の6階)

参加費: 1講座につき1,000円

定 員：20名（申込先着順）

* お問合せ：0798-22-7551（PASネット 担当：馬場）

～あとかき～

いよいよ今年も終わりに近づいて参りました。この秋から暮れにかけて怒濤のように過ぎてしまったPASネットです。自分で自分の首を絞めるように忙しくしてしまった状況も否定できないのですが、なかなかまったりと時間を取ることができずに、「ほっとニュース」を後回しにしてしまいました。（言い訳です…）少しでも疲れた心？を癒そうと、移動中に電車の窓から遠い山々の美しい紅葉を眺めているのですが、これがなかなか身に染みて感極まっています。さーて、えいっ（気合の音です！）、静かなよきお正月を迎えるためにもあともうひと踏ん張り頑張りますか。次回皆様にお会いできるのは、新年明けてからとなります。どうぞ、よいお年をお迎えください。（BB）

